

産業廃棄物の最終処分場に係る維持管理上の基準（１／３）

維持管理基準		維持管理計画	適合
1	第1条第2項第1号、第2条第2項 埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	覆土及び、ブルーシートカバー等を励行することで、廃棄物の飛散を防止する。	○
2	第1条第2項第2号、第2条第2項 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	覆土及び、ブルーシートカバー等を励行することで、悪臭を防止する。	○
3	第1条第2項第3号、第2条第2項 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	覆土の励行及び、散水車、消防車を設置する。	○
4	第1条第2項第4号、第2条第2項 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	覆土及び、ブルーシートカバー等を励行するとともに、必要により薬剤を散布する。	○
5	第1条第2項第5号、第2条第2項第1号イ、第2条第2項第2号イ、第2条第2項第3号 埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。 第1条第2項第5号、第2条第2項第2号イ、第2条第2項第3号 (閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、杭その他の設備で埋立地の範囲を明らかにしておくこと。)	処分場入口には門扉を設置し、埋立処分する場所はフェンスにより立ち入りを防止する。	○
6	第1条第2項第6号、第2条第2項 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	立札、その他設備は適正に管理し、書き換え等が必要な場合は速やかに行なう。	○
7	第1条第2項第7号、第2条第2項第2号、第2条第2項第3号 擁壁等を定期的に点検し、損壊する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	技術管理者により定期的な点検を行い、必要と認められた場合は、速やかに対処する。	○
8	第1条第2項第8号、第2条第2項第3号 廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他のものにより覆うこと。	法面部に埋め立てる場合は、事前に十分な強度を持った保護材や鋭利なもの等を含まない土砂で遮水工表面を保護する。	○
9	第1条第2項第9号、第2条第2項第3号 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	技術管理者による定期的な点検、水質検査により監視し、必要な場合は速やかに必要措置を講ずる。	○
10	最終処分場の周縁の2か所以上の場所から採取した地下水又は地下水排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。 第1条第2項第10号、第2条第2項第1号、第2条第2項第2号ハ、第2条第2項第3号 イ 埋立処分開始前に地下水検査項目（最終処分基準令別表第2）、ダイオキシン類、電気伝導率及び	埋立地上下流に設けるモニタリング井より地下水の水質を検査する。検査記録については、埋立地廃止まで保管する。（ただし、通常は地下水は確認されていない。）	○

産業廃棄物の最終処分場に係る維持管理上の基準（２／３）

維持管理基準		維持管理計画	適合
	塩化物イオン濃度を測定・記録すること。 第1条第2項第10号、第2条第2項第1号、第2条第2項第2号八、第2条第2項第3号 □ 埋立処分開始後、地下水等検査項目、ダイオキシン類を1年に1回以上測定・記録すること。 第1条第2項第10号、第2条第2項第1号、第2条第2項第3号 ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1か月に1回以上測定・記録すること。 第1条第2項第10号、第2条第2項第1号、第2条第2項第3号 ニ 電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、地下水等検査項目、ダイオキシン類について測定・記録すること。		
11	第1条第2項第11号、第2条第2項第1号、第2条第2項第2号二、第2条第2項第3号 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなる場合を除く。）が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	早急に検査、報告等を行う。（ただし、施工前の調査において地下水は確認されていない。）	○
12	第1条第2項第12号、第2条第2項第1号、第2条第2項第3号 雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	該当なし	該当なし
13	第1条第2項第13号、第2条第2項第3号 調整池を定期的に点検し、破損する恐れのあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	浸出液調整槽にはコンクリートを打設する。 技術管理者がコンクリートの破損等について定期的に点検し、改修が必要な場合は速やかに必要な措置を講ずる。	○
14	第1条第2項第14号、第2条第2項第3号 浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。 イ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。 □ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。 (1) 排水基準に係る項目（(2)に規定する項目を除く）、ダイオキシン類について1年に1回以上測定・記録すること。 (2) 水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1か月に1回以上測定・記録すること。（窒素は技術基準別表第1の備考4に測定する場合に限る。）	技術管理者が設備状況を定期的に確認するとともに、決められた頻度、項目に対して、水質検査（原水、処理水）を行う。	○

産業廃棄物の最終処分場に係る維持管理上の基準（３／３）

維持管理基準		維持管理計画	適合
15	第1条第2項第15号、 第2条第2項第1号、第2条第2項第3号 開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	技術管理者が定期的に点検し、管理を行う。	○
16	第1条第2項第16号、第2条第2項第3号 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。ただし、ガスを発生する恐れのない廃棄物のみを埋め立てる場合を除く。（管理型のみ。）	ガス抜管及び、豎型ガス抜管を設けてガスを排除する。豎型ガス抜管は埋め立に伴い継ぎ足しする。	○
17	第1条第2項第17号、 第2条第2項第2号ト、第2条第2項第3号 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること。	最終覆土として50cm以上の覆土を行う。 また、ブルーシートを敷設したり、表面に排水勾配を設け浸透を抑制する。	○
18	第1条第2項第18号、 第2条第2項第2号チ、第2条第2項第3号 閉鎖した埋立地については、覆いの破壊を防止するために必要な措置を講ずること。	定期的な点検を行い、必要に応じて補修を行う。	○
19	第1条第2項第19号、第2条第2項第1号 第2条第2項第2号、第2条第2項第3号 残余の埋立容積について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	基準に則り測定、記録を行う。	○
20	第1条第2項第20号、第2条第2項第1号ハ、 第2条第2項第2号、第2条第2項第3号 埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行つた点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること。	維持管理日報を作成し、施設内に常備し廃止まで保存する。（石綿含有廃棄物が含まれる場合はその旨を記載する。）	○